

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年10月4日

【会社名】 ソシエテ・ジェネラル
(Société Générale)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 フレデリック・ウデア
(Frédéric OUDÉA : Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス共和国 パリ市9区 プルパール オスマン 29
(29, boulevard Haussmann 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒田 康之

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1077

【届出の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした売出金額】 10億円(予定)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

該当事項なし。

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称
ソシエテ・ジェネラル 2028年11月7日満期 早期円 償還条項付 ブラジルリアル 連動パワー・クーポン社債 (愛称：パワー・デュアル債 (円/ブラジルリアル)) (以下「本社債」という。)	10億円(予定)(注1)	10億円(予定)(注1)	ソシエテ・ジェネラル証券株 株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 1番1号パレスビル (以下「売出人」という。)

本社債は無記名式であり、各社債の金額（以下「額面金額」という。）は100万円である。

本社債の利率は以下のとおりである。(注2)

- 2018年11月7日（以下「利息起算日」という。）（同日を含む。）から2019年11月7日（同日を含まない。）までの各利息計算期間（以下に定義する。）について： 年率5.00%
- 2019年11月7日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの各利息計算期間（以下「変動利息計算期間」という。）について： 計算代理人が下記の算式に従って算定する利率（年率）

$$15.00\% \times \frac{\text{適用為替}}{\text{算出為替}} - 10.00\%$$

ただし、パーセント表示における小数第6位を四捨五入する。また、上記の算式に従って算定された利率が年率0.10%を下回る場合には、当該変動利息計算期間に係る利率は年率0.10%とし、年率5.00%を上回る場合には、当該変動利息計算期間に係る利率は年率5.00%とする。

「計算代理人」、「適用為替」および「算出為替」の定義については下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本書における定義」を、本社債の利息の計算の詳細については下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(1) 利息」を参照のこと。

本社債に係る利息の支払いは以下のとおりである。(注2)

2019年5月7日を初回として、満期日（同日を含む。）までの期間、毎年5月7日および11月7日（以下「利払日」という。）に、利息起算日（同日を含む。）または（場合により）直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）に係る利息を後払いする。

本社債の満期日は2028年11月7日であり、修正翌営業日規定（以下に定義する。）により調整される。(注2)(注3)

「修正翌営業日規定」とは、当該日が営業日でない場合には、当該日を翌営業日（ただし、翌営業日が翌暦月になる場合には、直前の営業日）とする調整方法をいう。

「営業日」とは、東京、ロンドン、ニューヨークおよびサンパウロにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業（外国為替および外貨預金の業務を含む。）を行っており、かつTARGET2営業日（以下に定義する。）である日をいう。

「TARGET2営業日」とは、欧州自動即時グロス決済支払システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System）が営業を行っている日をいう。

本社債は、2018年11月6日(以下「発行日」という。)に、ソシエテ・ジェネラル(以下「発行会社」または「ソシエテ・ジェネラル」という。)の債務証券発行プログラム(以下「本プログラム」という。)に関し、発行会社および財務代理人たるソシエテ・ジェネラル・バンク・アンド・トラスト(以下「財務代理人」という。)その他の当事者により締結された2016年7月29日付変更改定済代理契約(以下「代理契約」という。)に基づき、ユーロ市場で発行される。本社債は、本社債が大券によって表章され、ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ヴィ(以下「ユーロクリア」という。)および/または(場合により)クリアストリーム・バンキング・エスエー(以下「クリアストリーム」という。)によって保管されている間は、発行会社その他の当事者によって署名された2016年7月29日付約款(以下「約款」という。)の利益を享受する。本社債は、いずれの証券取引所(有価証券の売買を行う金融商品市場を開設する金融商品取引所または外国金融商品市場を開設する者をいう。以下同じ。)にも上場されない予定である。(注2)

(注1) 上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、本社債のユーロ市場における発行額面金額の総額と同額であり、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本書における定義」に記載の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、2018年10月29日(以下「条件決定日」という。)に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される売出券面額の総額および売出価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注2) 下記「2 売出しの条件」に記載のとおり申込期間が繰り下げられた場合には、それに伴って発行日、利息起算日、利払日および満期日のすべてまたはそれらのいずれかが繰り下げられることがある。

(注3) 本社債の償還は、本社債が満期日より前に償還または買入消却されない限り、満期日に、満期償還額(下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還」に定義する。)の支払いによりなされる。ただし、本社債は、満期日より前に償還される場合がある。期限前の償還については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ」の「(A) 早期償還」、「(C) 税制上の理由による期限前償還」、「(D) 特別税制償還」、「(E) 規制上の理由による期限前償還」、「(F) 不可抗力事由による期限前償還」および「(I) 管理者/対象ベンチマーク事由」ならびに「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(5) 債務不履行事由」を参照のこと。

(注4) 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)からA1の長期発行体格付を、S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)からAの長期発行体格付を、またフィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」という。)からAの長期発行体格付を各々取得している。これらの格付は、いずれも発行会社が発行する個別の社債に対する信用格付ではない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<http://www.moodys.co.jp>))の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.fitchratings.com/site/japan>)の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションにある「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	売出しの委託契約の内容
額面金額の100%	2018年10月31日から同年11月2日まで(注1)	額面100万円単位	なし	売出人の本店ならびに売出取扱人の日本における本店および各支店(注2)	三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番5号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー (以下「売出取扱人」という。)	売出人は売出取扱人に本社債の売出しの取扱いを行うことを委託している。

本社債の受渡期日は2018年11月7日（日本時間）である。（注1）

(注1) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間をおおむね1週間程度の範囲内で繰り下げることがある。その場合、受渡期日もそれに伴って繰り下げられる。

(注2) 本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人または売出取扱人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人または売出取扱人からあらかじめ同口座約款の交付を受け、同口座約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければならない。

外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

券面に関する事項については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

(注3) 本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき、またはアメリカ合衆国の州その他の法域の証券規制当局に登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために（証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。）、本社債の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行うことはできない。

(注4) 本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したのではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、()指令2014/65/EU（その後の改正を含む。以下「第2次金融商品市場指令」という。）第4(1)条第11号において定義されるリテール顧客、()指令2002/92/EC（その後の改正を含む。）にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは()指令2003/71/EC（その後の改正を含む。）において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに關して、規則（EU）1286/2014号（その後の改正を含む。以下「PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがってEEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

3 【売社債のその他の主要な事項】

本書における定義

「適用為替」とは、

適用為替評価日におけるPTAXレートのアスク・サイドの数値で1を除して得られる数値をいう。適用為替の計算結果は、1ブラジルリアル当たりの日本円の数値として表示され、小数第3位を四捨五入する。

いずれかの適用為替評価日に、PTAXレートが「BRLJPYPTAX=CBBR」ページに表示されない場合、またはいずれかの適用為替評価日に「BRLJPYPTAX=CBBR」ページが利用可能でない場合、計算代理人は、計算代理人がその単独の裁量により選択したニューヨーク外国為替市場における主要な参照銀行5行の各本店に対し、当該適用為替評価日の午後5時30分頃（サンパウロ時間）におけるブラジルリアル/日本円直物為替取引のオファー・レートを提供するよう求める。4つ以上の数値が提供された場合、関連する変動利払日または早期償還日に係る適用為替は最大の数値（最大の数値が複数ある場合には、そのうちの1つ）および最小の数値（最小の数値が複数ある場合には、そのうちの1つ）を除外した数値の算術平均値とする。2つ以上の数値が提供された場合、関連する変動利払日または早期償還日に係る適用為替はそれらの数値の算術平均値とする。2つ未満の数値しか提供されなかった場合、関連する変動利払日または早期償還日に係る適用為替は、誠実に行為する計算代理人が、当該時点における市場の状況または計算代理人が入手できるその他の情報を勘案し、すべての事情に基づいて公正かつ合理的であると考えられる方法により決定する。

「適用為替評価日」とは、

各変動利払日または各早期償還日の10営業日前の日をいう。

「PTAXレート」とは、

適用為替評価日の午後1時15分頃（サンパウロ時間）に、ロイター・モニター・マネー・レート・サービスにおいて「BRLJPYPTAX=CBBR」として指定されるページ（または同等のレートを表示するためのサービスにおいて当該ページに代替するその他のページ）において、1円で購入することができるブラジルリアルの金額として表示される直物為替レートをいう。

「変動利払日」とは、

2020年5月7日（同日を含む。）から満期日（同日を含む。）までの各利払日をいう。

「算出為替」とは、

基準為替に為替乗数を乗じて得られる数値をいう。

「基準為替」とは、

適用為替評価日を2018年10月29日と読み替えて算定される適用為替をいう。

- 「為替乗数」とは、(未定)%(55.00%から65.00%までを仮条件とする。)をいう。為替乗数は、当該仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、条件決定日に決定される予定である。当該仮条件は、市場の状況を勘案して変更されることがある。
- 「早期償還日」とは、2019年11月7日(同日を含む。)以降の各利払日(ただし、満期日を除く。)をいう。
- 「満期償還額適用為替」とは、満期日に係る適用為替をいう。
- 「計算代理人」とは、ソシエテ・ジェネラルをいう。計算代理人の計算および決定は、明白な誤謬がない限り、最終的なものであり、発行会社および本社債権者に対して拘束力を有する。

本社債についてのリスク要因

本社債への投資は、為替リスク、信用リスク等の一定のリスクを伴う。為替リスクおよび利率変動リスクを伴う取引ならびに通貨オプションおよび金利オプションに関する金融商品についての知識または経験を有する投資家のみが、本社債への投資に適している。本社債への投資を検討する投資家は、以下のリスク要因を理解し、自己の財務状況、本書に記載される情報および本社債に関する情報に照らし、必要に応じて本社債が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討した後に投資判断を行うべきである。なお、以下に記載するリスク要因は、本社債への投資に関する主要なリスク要因を記載したものであり、すべてのリスク要因を網羅したものではない。

円/ブラジルレアル為替レートの変動により影響を受けるリスク

本社債の償還時期、償還額および変動利払日に支払われる利息額は、円/ブラジルレアル為替レートの変動により影響を受ける。円/ブラジルレアル為替レートは、外国為替市場の需給関係によって決定される。この需給関係は、現在および将来の国際収支その他の経済・金融情勢、政治情勢、政府の市場介入、投機その他の要因によって影響を受ける。これらの要因が円/ブラジルレアル為替レートに影響を与え、本社債の価値を下げることもありうる。

不確実な流通市場

本社債の流通市場は確立されていない。また、発行会社、売出人、売出取扱人およびそれらの関係会社は、本社債を買い取る義務を負わない。そのため、本社債の所持人(以下「本社債権者」という。)は、本社債を償還前に売却できない場合がありうる。また、本社債を売却できたとしても、本社債は非流動的であるため、満期日前の本社債の売買価格は、外国為替市場、金利市場、発行会社の財政状態、一般市場状況その他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。

利率変動リスク

本社債について変動利払日に支払われる利息額は、適用為替評価日における適用為替によって変動する。ただし、本社債の利率は年率5.00%を上回らず、年率0.10%未満とはならない。適用為替評価日における適用為替が20%以上算出為替を下回った(円高となった)場合、本社債権者は、当該適用為替評価日に係る変動利息計算期間につき年率0.10%の利率で計算された利息を受領する。

下記の表は、算出為替を1ブラジルリアル=17.00円とした場合に適用為替の変動によって為替連動利率（下記「 本社債の要項の概要、(1) 利息」に定義する。）がどのように変化するかを示したものである。

適用為替	利率	適用為替	利率	適用為替	利率
17.40	5.00%	15.20	3.41%	13.00	1.47%
17.20	5.00%	15.00	3.24%	12.80	1.29%
17.00	5.00%	14.80	3.06%	12.60	1.12%
16.80	4.82%	14.60	2.88%	12.40	0.94%
16.60	4.65%	14.40	2.71%	12.20	0.76%
16.40	4.47%	14.20	2.53%	12.00	0.59%
16.20	4.29%	14.00	2.35%	11.80	0.41%
16.00	4.12%	13.80	2.18%	11.60	0.24%
15.80	3.94%	13.60	2.00%	11.40	0.10%
15.60	3.76%	13.40	1.82%	11.20	0.10%
15.40	3.59%	13.20	1.65%	11.00	0.10%

早期償還による再運用リスク（早期償還リスク）

本社債は、いずれかの早期償還日に係る適用為替が当該早期償還日に係る早期償還判定価格（下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 早期償還」に定義する。）と等しいか、またはそれを上回る価格である場合、当該早期償還日において、当該早期償還日に支払われるべき利息額を付して、その額面金額で早期償還される。その際に早期償還された償還額を再投資した場合に、早期償還されない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りを得られない可能性（再投資リスク）がある。

為替変動による損失のリスク

本社債は、満期日より前に償還または買入消却されない限り、下記「 本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(B) 満期における償還」に記載の算式に従って算出される円貨額（ただし、1円未満は四捨五入する。）で償還される。そのため、満期償還額適用為替が適用為替を下回った（円高となった）場合、満期償還額は当初投資された額面金額を下回る。

下記の表は、算出為替を1ブラジルリアル=17.00円とした場合、満期償還額適用為替によってどのように満期償還額が変化するかを示したものである。

満期償還額 適用為替	満期償還額 / 額面金額	満期償還額 適用為替	満期償還額 / 額面金額
100.00	588.24%	46.00	270.59%
95.00	558.82%	45.00	264.71%
90.00	529.41%	44.00	258.82%
85.00	500.00%	43.00	252.94%
80.00	470.59%	42.00	247.06%
75.00	441.18%	41.00	241.18%
70.00	411.76%	40.00	235.29%
65.00	382.35%	39.00	229.41%
60.00	352.94%	38.00	223.53%
59.00	347.06%	37.00	217.65%
58.00	341.18%	36.00	211.76%
57.00	335.29%	35.00	205.88%
56.00	329.41%	34.00	200.00%

55.00	323.53%
54.00	317.65%
53.00	311.76%
52.00	305.88%
51.00	300.00%
50.00	294.12%
49.00	288.24%
48.00	282.35%
47.00	276.47%

33.00	194.12%
32.00	188.24%
31.00	182.35%
30.00	176.47%
25.00	147.06%
20.00	117.65%
15.00	88.24%
10.00	58.82%
5.00	29.41%

信用リスク

本社債は、発行会社の非劣後かつ無担保の債務であり、発行会社が倒産等の事態に陥った場合、本社債に関する支払いの一部または全部が行われない可能性がある。また、発行会社の財政状態、経営成績または信用状況の悪化が、満期日前における本社債の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

さらに、本社債の価値は、投資家による発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受ける場合がある。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。発行会社に付与された格付が下落すると、本社債の価値の減少を招く可能性がある。

本社債に影響を与える市場活動

発行会社、売出人、売出取扱人、計算代理人またはそれらの関連会社は、通常業務の一環として、自己勘定または顧客勘定で、直物取引、先渡取引およびオプション取引を随時行うことがある。また、発行会社、売出人、売出取扱人、計算代理人またはそれらの関連会社は、直物取引、先渡取引およびオプション取引により外国為替市場における自己のポジションをヘッジし、また、市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本社債の条件決定時および適用為替評価日における円/ブラジルレアル為替レートに影響を与える可能性がある。

潜在的利益相反

本社債については、発行会社が計算代理人を務める。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。発行会社は、計算代理人としての職務を誠実に遂行する義務を負っている。

カントリー・リスク

本社債には、ブラジル連邦共和国の政治・経済・社会情勢の不安定化や混乱、規制の変更等に起因する通貨価値の大幅な変動や流動性の低下、市場の機能停止の可能性等、先進国の通貨の為替レートを対象とした仕組みの社債に比べて相対的に大きなカントリー・リスクが存在する。かかるリスクが顕在化した場合には、投資元本に損失が発生する可能性がある。

税金

日本の税務当局は、本社債についての日本の課税上の取扱いについて必ずしも明確にしていない。下記「本社債の要項の概要、(7) 租税上の取扱い、日本国の租税」の項を参照のこと。また、将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。本社債に投資しようとする投資家は、各自の状況に応じて、本社債の会計・税務上の取扱い、本社債に投資することによるリスク、本社債に投資することが適当か否か等について各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

本社債の要項の概要

(1) 利息

(A) 利率および利払日

本社債には、下記の利率で、2018年11月7日(利息起算日)(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの期間について、額面金額に対して利息が付され、かかる利息は、本社債が満期日より前に償還または買入消却されない限り、2019年5月7日を初回として、毎年5月7日および11月7日(利払日)に、利息起算日(同日を含む。)または(場合により)直前の利払日(同日を含む。)から当該利払日(同日を含まない。)までの期間(利息計算期間)について後払いされる。

(イ) 利息起算日(同日を含む。)から2019年11月7日(同日を含まない。)までの各利息計算期間について： 年率5.00%

すなわち、2019年5月7日および2019年11月7日の各利払日に支払われる利息額は、額面金額100万円の各本社債につき25,000円である。

(ロ) 2019年11月7日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの各利息計算期間(変動利息計算期間)について： 計算代理人が下記の算式に従って算定する利率(年率)(以下「為替連動利率」という。)

$$15.00\% \times \frac{\text{適用為替}}{\text{算出為替}} - 10.00\%$$

ただし、パーセント表示における小数第6位を四捨五入する。また、上記の算式に従って算定された利率が年率0.10%を下回る場合には、当該変動利息計算期間に係る利率は年率0.10%とし、年率5.00%を上回る場合には、当該変動利息計算期間に係る利率は年率5.00%とする。

利払日が営業日ではない場合、かかる利払日は翌営業日まで延期される。ただし、翌営業日が翌暦月になる場合には、その利払日の直前の営業日とする。かかる延期により支払われる利息額の調整は行われぬ。

(B) 利息額の算定

計算代理人は、変動利息計算期間に係る利息額が算出されるべき時に、またはその後実務上可能な限り速やかに、関連する変動利息計算期間に係る利息額を算出する。計算代理人は、当該変動利息計算期間に係る利息額を算出した後実務上可能な限り速やかに(ただし、いかなる場合にも、かかる算出後1営業日以内に)、財務代理人に対して当該利息額を通知する。

計算代理人は、当該変動利息計算期間について本社債について支払われる利息額を算出する。かかる利息額は、為替連動利率を額面金額に適用し、それによって算出された金額に日数調整係数(以下に定義する。)を乗じ、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を四捨五入することにより算出される。

「日数調整係数」とは、下記の算式によって算出される係数をいう。

$$\text{日数調整係数} = \frac{[360 \times (Y_2 - Y_1)] + [30 \times (M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、当該期間の初日が含まれる年を数字によって表記したものをいう。

「Y2」とは、当該期間の最終日の翌日が含まれる年を数字によって表記したものをいう。

「M1」とは、当該期間の初日が含まれる暦月を数字によって表記したものをいう。

「M2」とは、当該期間の最終日の翌日が含まれる暦月を数字によって表記したものをいう。

「D1」とは、当該期間の最初の暦日を数字によって表記したものをいう。ただし、かかる数字が31である場合には、D1は30とする。

「D2」とは、当該期間の最終日の翌暦日を数字によって表記したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、かつD1が29を超える場合には、D2は30とする。

(C) 利率および利息額の通知

計算代理人は、各変動利息計算期間およびそれに関連する変動利払日に係る利息額の算出の後可能な限り速やかに、当該利息額を発行会社および当該時点において本社債が上場されている証券取引所に通知せしめ、また、これに関する通知を下記「(9) 通知」に従って公表せしめる。

(D) 利息の発生

各本社債について、その償還を行うべき日以降、利息は発生しない。ただし、元金の支払いが不適切に留保または拒絶された場合、利息は下記のいずれか早い方の日まで継続して発生する。

() 本社債に関して支払うべき金額の全額が支払われた日

() 本社債に関して支払うべき金額の全額を財務代理人が受領し、その旨の通知が下記「(9) 通知」に従って本社債権者に対してなされた日の5日後の日

(E) 証明書等の最終性

本「(1) 利息」の規定のために財務代理人または計算代理人が交付、伝達、実施または取得したすべての証明書、連絡、意見、判断、計算、見積もりおよび決定は、（故意、悪意、明白な誤謬または証明された誤謬がない限り）発行会社、財務代理人、計算代理人、その他の支払代理人ならびにすべての本社債権者および本社債の利札（以下「利札」という。）の所持人を拘束し、財務代理人または計算代理人は、（故意または悪意がない限り）当該規定に基づく権限、義務および裁量の行使または不行使に関して、発行会社、本社債権者または利札の所持人に対して責任を負わない。

(2) 償還および買入れ

(A) 早期償還

いずれかの早期償還日に係る適用為替が当該早期償還日に係る早期償還判定価格と等しいか、またはそれを上回る価格であったと計算代理人が決定した場合、本社債は、当該早期償還日に、発行会社により、その額面金額の100%（以下「早期償還額」という。）で早期償還される。この場合、当該早期償還日に支払われるべき利息額が、早期償還額とともに支払われる。

「早期償還判定価格」とは、各早期償還日につき、それぞれ下記の表に記載される水準に相当する価格をいう。

早期償還日	早期償還判定価格
2019年11月7日	基準為替 × 100.00%
2020年5月7日	基準為替 × 100.00%
2020年11月7日	基準為替 × 95.00%
2021年5月7日	基準為替 × 95.00%
2021年11月7日	基準為替 × 90.00%
2022年5月7日	基準為替 × 90.00%
2022年11月7日	基準為替 × 85.00%
2023年5月7日	基準為替 × 85.00%
2023年11月7日	基準為替 × 80.00%

2024年5月7日	基準為替 × 80.00%
2024年11月7日	基準為替 × 75.00%
2025年5月7日	基準為替 × 75.00%
2025年11月7日	基準為替 × 70.00%
2026年5月7日	基準為替 × 70.00%
2026年11月7日	基準為替 × 65.00%
2027年5月7日	基準為替 × 65.00%
2027年11月7日	基準為替 × 60.00%
2028年5月7日	基準為替 × 60.00%

(注) 上記のいずれかの早期償還日が営業日ではない場合、かかる早期償還日は翌営業日まで延期される。ただし、翌営業日が翌暦月になる場合には、その早期償還日の直前の営業日とする。

(B) 満期における償還

本社債が満期日より前に償還または買入消却されない限り、各本社債は、発行会社により、満期日に、計算代理人が下記の算式に従って算出する円貨額（ただし、1円未満は四捨五入する。以下「満期償還額」という。）で償還される。

$$\text{額面金額} \div \text{算出為替} \times \text{満期償還額適用為替}$$

(C) 税制上の理由による期限前償還

発行会社は、以下の場合、財務代理人および（下記「(9) 通知」に従って）本社債権者に対して、30日以上45日以内の事前の通知を行うことにより、いずれかの利払日において本社債の全部（一部は不可。）をその期限前償還額（以下に定義する。）で償還する。

() 租税法域（以下に定義する。）の法令の改正、またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更（発行日以降に有効となるものに限る。）の結果、発行会社が下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に記載の追加額の支払義務を課されたか、将来課されることになる場合であり、かつ、

() 発行会社が、利用可能な合理的手段を用いてもかかる義務を回避できない場合

「租税法域」とは、フランスもしくはその行政上の下位区分またはそれらの課税当局をいう。

「期限前償還額」とは、計算代理人が決定する本社債の償還の日における公正市場価額に相当する金額をいい、（本社債権者に対して公正市場価格を償還する上で回避することができない費用を考慮した後）かかる期限前償還がなければ当該期限前償還日より後に支払期限が到来していたはずの本社債に関する発行会社の支払義務と経済的に同等の価値を本社債権者に対して保障する効果を有する。疑義を避けるために、債務不履行事由（下記「(5) 債務不履行事由」に定義する。）の発生後における期限前償還額の算定のみにおいては、発行会社の信用力は考慮に加えないことを明記する（この場合、発行会社は本社債に関する債務を完全に履行することができるとみなされる。）。計算代理人が上記に従って決定する期限前償還額は、当該期限前償還日（同日を含まない。）までの一切の経過利息を含むものとし、発行会社は、かかる償還に関し、期限前償還額に含まれる利息のほかには、いかなる利息（経過利息であれ何であれ）またはその他何らの金額も支払う義務を負わない。かかる計算が1年に満たない期間について行われる場合には、かかる計算は、日数調整係数に基づいて行われる。

(D) 特別税制償還

発行会社が、下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に記載の追加額の支払いに関する取決めににかかわらず、租税法域の法令に基づき本社債の元利金の次回の支払いの際に、期限が到来した金額の全額を本社債権者または利札の所持人に支払うことを禁止される場合、発行会社は、直ちに財務代理人に対しかかる事実を通知し、下記「(9) 通知」に従って本社債権者に対し7日以上45日以内の事前の通知を行うことにより、本社債の全部(一部は不可。)を期限前償還額で発行会社が本社債または利札に関してその時点において期限の到来した金額の全額につき支払いを行うことが実務的に可能な最終の利払日(ただし、かかる利払日は、発行会社が本社債に関してその時点で期限が到来している全額の支払いを行うことが実務的に可能な最終日よりも前の日とすることはできない。)または(かかる日がすでに経過している場合には)その後実務上可能な限り速やかに償還する。

(E) 規制上の理由による期限前償還

本項に基づいて規制事由(以下に定義する。)が発生した場合、発行会社は、本社債を償還することができる。

規制事由が発生した場合、発行会社は、財務代理人および(下記「(9) 通知」に従って)本社債権者に対して、30日以上45日以内の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行うことにより、本社債の全部(一部は不可。)をその期限前償還額で償還する。

「規制事由」とは、発行会社および/もしくはその他の立場(本社債のマーケット・メーカーとしての立場を含むが、これに限られない。)におけるソシエテ・ジェネラルまたは本社債の発行に関与するその関連会社(以下「規制事由関連会社」といい、発行会社、ソシエテ・ジェネラルおよび規制事由関連会社のそれぞれを「規制事由関係者」という。)のいずれかに関する法令変更(以下に定義する。)が発生した後、発行日後に、以下のいずれかの事由が生じることをいう。

() いずれかの規制事由関係者が、本社債に基づく当該規制事由関係者の義務を履行するために負担することとなる租税公課、責任、罰金、費用、手数料もしくは規制上の資本費用(名称の如何にかかわらず。)の金額または担保提供義務が(当該事由が発生する前の状況と比較して)著しく増加すること(本社債の発行に関して行われた取引の決済に係る決済条件またはかかる決済が行われないことに起因する場合を含むが、これに限られない。)

() 規制事由関係者のいずれかが、(a)本社債を保有、取得、発行、再発行、代替、維持もしくは償還し、(b)当該規制事由関係者が本社債の発行に関して利用しうるその他の取引に係る資産(もしくはかかる資産に対する持分)について取得、保有、資金提供もしくは処分を行い、(c)本社債もしくは発行会社およびソシエテ・ジェネラルもしくはいずれかの規制事由関係者の間で締結された契約に関する義務を履行し、または(d)当該規制事由関係者が発行会社もしくは規制事由関係者のいずれかに対して保有する直接的もしくは間接的な持分の全部もしくは実質的な部分について保有、取得、維持、増額、代替もしくは償還を行い、もしくは発行会社もしくは規制事由関係者のいずれかに対して直接的もしくは間接的な資金提供を行うために、発行日時時点で保有していない免許、承認、許可もしくは登録を政府もしくは政府間の、もしくは国際的な機関、組織、省庁もしくは部局から取得しなければならなくなり、または新たな規制を遵守するために定款を変更しなければならなくなること。

() 本社債の発行に関していずれかの規制事由関係者に重大な悪影響が及び、または及ぶ可能性があること。

「法令変更」とは、()発行日後に、関連する新たな法令もしくは規則(関連する租税に係る法令もしくは規則を含むが、これに限られない。)が採択、施行、公布、実行もしくは批准されること、()発行日時時点ですでに効力を生じていたが、発行日時時点ではその施行もしくは適用の方法が不明もしくは不明確であった関連する新たな法令もしくは規則(関連する租税に係る法令もしくは規則を含

むが、これに限られない。)が施行もしくは適用されること、または()発行日時点で存在していた関連する法令もしくは規則が改正され、もしくは発行日時点での関連する法令もしくは規則に関する管轄権を有する裁判所、裁判機関、規制当局その他の執行、立法、司法、課税、規制もしくは行政に関する権限もしくは機能を有する政府機関もしくは政府関係機関(発行日時点で存在したものに追加され、もしくはこれに代わる裁判所、裁判機関、当局もしくは機関を含む。)による解釈、適用もしくは取扱いが変更されることをいう。

(F) 不可抗力事由による期限前償還

不可抗力事由(以下に定義する。)が発生した場合、発行会社は、財務代理人および(下記「(9)通知」に従って)本社債権者に対して、30日以上45日以内の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行い、本社債の全部(一部は不可。)をその期限前償還額で償還する。

「不可効力事由」とは、発行日以後に、規制事由関係者の責めによらない事由の発生または国家の行為により、規制事由関係者が本社債に基づく義務を履行することが不可能になり、そのことにより本社債を存続させることが確定的に不可能になることをいう。

(G) 引受けおよび買入れ

発行会社は、適用法令に従って公開市場において、またはその他の方法によりいかなる価額においても本社債を引き受け、かつ/または買入れる権利を有する(ただし、確定社債券の場合はすべての期限未到来の付属利札も当該本社債とともに買入れる。)

発行会社により引き受けられ、または買入れられた本社債はすべて、フランスの通貨金融法典第L.213-0-1条および第D.213-0-1条に従って引き受け、または買入れ、かつ保有することができる。

(H) 消却

発行会社により、または発行会社のために、消却のために買入れられた本社債は、すべて直ちに(確定社債券の場合には、当該本社債に付属し、または当該本社債とともに引き渡される期限未到来の利札すべてとともに)消却される。買入消却された本社債はすべて、(確定社債券の場合には、本社債とともに消却された期限未到来の利札すべてとともに)財務代理人に引き渡され、再発行または再売却することはできず、当該本社債に係る発行会社の義務は免除される。

(I) 管理者/対象ベンチマーク事由

発行日以後にPTAXレートについて管理者/対象ベンチマーク事由(以下に定義する。)が生じた、または生じたと見込まれると計算代理人が判断した場合、計算代理人は以下のいずれかの措置をとることができる。

() PTAXレートについて、関連する事由または状況を考慮するために計算代理人が適切であると判断する調整を行う。かかる調整には、同一の経済的分野または地理的領域を反映する後継の指数の選定および本社債の要項のその他の変更または調整(場合により、当該後継の指数に対するエクスポージャーを提供する発行会社の費用の増加、および後継の指数が複数存在する場合は、後継の指数の間でのエクスポージャーの配分を行う発行会社の費用の増加を反映するための調整を含む。)が含まれる場合があるが、これらに限定されない。

() 計算代理人が上記()に基づく調整を行わなかった場合、計算代理人は、誠実に行為して、当該事由を本社債の期限前償還を発生させる事由であるとみなすことができる。この場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の債務を終了させ、期限前償還額を支払い、または支払わしめる。

「管理者/対象ベンチマーク事由」とは、いずれかの対象ベンチマーク(以下に定義する。)について、対象ベンチマーク修正/中止事由(以下に定義する。)、非承認事由(以下に定義する。)、拒絶事由(以下に定義する。)または停止/撤回事由(以下に定義する。)が発生したと計算代理人判断することをいう。

「対象ベンチマーク」とは、BMR(以下に定義する。)に定義されるベンチマークに該当する数値であって、本社債に基づき支払われ、もしくは交付される金額または本社債の価値が当該数値の全部または一部を参照することにより決定されるものとして計算代理人が決定するものをいう。

「対象ベンチマーク修正/中止事由」とは、対象ベンチマークについて、以下のいずれかが発生し、または将来発生することをいう。

- (a) 当該対象ベンチマークの重要な変更
- (b) 当該対象ベンチマークの提供の恒久的な、または無期限の取消または中止
- (c) 規制当局その他の公的機関による当該対象ベンチマークの使用の禁止

「BMR」とは、欧州連合ベンチマーク規制(規則(EU)2016/1011号)をいう。

「非承認事由」とは、対象ベンチマークに係る以下のいずれかの事由をいう。

- (a) 対象ベンチマークまたは対象ベンチマークの管理者もしくはスポンサーについて、何らかの許可、登録、認定、承認、同等性決定または認可が取得されていない、または将来取得されないこと。
- (b) 対象ベンチマークまたは対象ベンチマークの管理者もしくはスポンサーが公式の登録簿に掲載されていない、または将来掲載されなくなること。
- (c) 対象ベンチマークまたは対象ベンチマークの管理者もしくはスポンサーが、本社債、発行会社、計算代理人または対象ベンチマークについて適用される法律上または規制上の要件のいずれかを満たさない、または将来満たさなくなること。

いずれの場合も、発行会社、計算代理人その他の事業体のいずれかが本社債に関する債務を履行するための適用法令に基づく要件に従う。疑義を避けるため、対象ベンチマークまたは対象ベンチマークの管理者もしくはスポンサーが、その許可、登録、認定、承認、同等性決定または認可が停止されたことを理由に、公式の登録簿に掲載されない、または将来掲載されなくなる場合であって、当該停止の時点で、本社債について、当該停止の期間中に対象ベンチマークを引き続き提供および使用することが適用法令上認められている場合には、非承認事由は発生しないことを明記する。

「拒絶事由」とは、対象ベンチマークについて、権限を有する関連当局その他の関連する公的機関が、発行会社、計算代理人その他の事業体のいずれかが本社債に関する債務を履行するために適用法令上求められる本社債、対象ベンチマークまたはベンチマークの管理者もしくはスポンサーに関する許可、登録、認定、承認、同等性決定、認可または公式の登録簿への掲載に係る申請を拒絶もしくは拒否し、または将来拒絶もしくは拒否することをいう。

「停止/撤回事由」とは、対象ベンチマークについて、以下のいずれかが発生することをいう。

- (a) 権限を有する関連当局その他の関連する公的機関が、発行会社、計算代理人その他の事業体のいずれかが本社債に関する債務を履行するために適用法令上求められる対象ベンチマークまたは対象ベンチマークの管理者もしくはスポンサーに関する許可、登録、認定、承認、同等性決定または認可を停止もしくは撤回し、または将来停止もしくは撤回すること。
- (b) 発行会社、計算代理人その他の事業体のいずれかが本社債に関する債務を履行するために適用法令上掲載されていることが要求され、または将来要求される公式の登録簿から、対象ベンチマークまたは対象ベンチマークの管理者もしくはスポンサーが抹消され、または将来抹消されること。

疑義を避けるため、当該許可、登録、認定、承認、同等性決定または認可が停止され、または将来停止された場合、または公式の登録簿への掲載が撤回され、または将来撤回された場合であって、当該停止または撤回の時点で、本社債について、当該停止または撤回の期間中に対象ベンチマークを引

き続き提供および使用することが適用法令上認められている場合には、停止 / 撤回事由は発生しないことを明記する。

疑義を避けるため、上記は本社債のその他の規定に付加されるものであり、かかるその他の規定の効力を否定するものではないことを明記する。かかる規定に基づき、管理者 / 対象ベンチマーク事由の対象となる事由の発生について、その他の帰結が適用されることになりうる場合、発行会社はその単独の完全な裁量により、いずれの規定を適用すべきかを決定する。

(3) 支払い

(A) 支払いの方法

本社債に係る支払いは、東京都所在の銀行に保有する被支払人の円建て口座への振込みまたは被支払人の選択に従いかかる銀行宛の円建て小切手により行われる。

(B) 本社債および利札の呈示

本社債に係る確定社債券に関する元金の支払いは（下記の規定に従い）上記(A)に規定する方法により当該確定社債券の呈示および引渡し（または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書）と引換えによってのみ行われ、確定社債券に関する利息の支払いは（下記の規定に従い）同様に利札の呈示および引渡し（または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書）と引換えによってのみ行われる。当該各支払いは、合衆国（アメリカ合衆国（その州、コロンビア特別区およびその属領を含む。以下同じ。））外の支払代理人の指定事務所においてなされる。上記(A)に基づく支払いが、本社債権者または利札の所持人の選択により小切手により行われる場合、かかる支払いは、当該被支払人が指定する合衆国外の住所地へ郵送または送付することにより行われる。振込みによる支払いは、適用ある法令に従って、直ちに使用可能な資金により、被支払人が保有する合衆国外に所在する銀行の口座に対して行われる。本社債に係る確定社債券または利札に係る支払いは、合衆国内における発行会社または支払代理人の事務所または代理店における当該本社債または利札の呈示によって行われず、またかかる支払いは合衆国内の口座への振込みまたは合衆国内の住所への郵送によっても行われぬ。

本社債に係る確定社債券の支払期限が到来した場合、当該本社債に関する支払期限未到来の利札（添付されているか否かを問わない。）は無効となり、かかる利札に関する支払いは行われぬ。本社債が、当該本社債に付される支払期限未到来のすべての利札なしに償還のために呈示された場合、当該本社債について支払われるべき金額の支払いは、発行会社が決定する補償の提供との引換えによってのみ行われる。

本社債に係る確定社債券の償還の日が利払日ではない場合は、かかる本社債に関し直前の利払日または（場合により）利息起算日（同日を含む。）より発生した利息は関連する確定社債券の引渡しと引換えによってのみ支払われる。

(C) 大券に関する支払い

大券により表章される本社債に関する元金の支払いは、確定社債券に関する上記の規定または関連する大券に規定された方法によりかかる大券の呈示または（場合により）引渡しと引換えに（下記の規定に従い）合衆国外の支払代理人の指定事務所において行われる。各支払いの記録は、元金および利息の支払いを区別した上で、当該支払代理人によりかかる大券上に、または（必要に応じて）ユーロクリアおよびクリアストリームの記録上になされる。

(D) 支払いに関する原則

本社債の大券の所持人は、かかる大券により表章される本社債に関する支払いを受領する権限を有する唯一の者とする。発行会社の支払義務は、かかる大券の所持人に対して、またはかかる所持人の

指示により支払われた各金額に関して免除される。ユーロクリアまたはクリアストリームの記録上に、大券により表章される本社債の一定の額面金額につき実質所持人として記載されている者は、ユーロクリアまたはクリアストリームに対してのみ、発行会社によってかかる大券の所持人に対して行われた、またはかかる所持人の指示により行われた各金額の支払いについてのかかる者の持分を請求することができる。大券の所持人以外の者は、大券に基づく支払いに関し、発行会社に対して請求権を有しない。

(E) 会計等に関する法令の遵守

()すべての支払いは、あらゆる法域の会計その他の事項に関する法令および指令（法の適用によるものであるか、発行会社またはその代理人の契約によるものであるかを問わない。）を遵守して行われ、発行会社は、かかる法令、指令または契約により課されるいかなる性質の公租公課についても責任を負わず（ただし、下記「(7) 租税上の取扱い」の規定の適用を妨げない。）、また、すべての支払いは、()アメリカ合衆国1986年内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第1471条(b)に規定される契約に基づいて要求される源泉徴収または控除その他の内国歳入法第1471条ないし第1474条、同条に基づく規則もしくは契約、同条の公式解釈または同条に係る政府間の取組みを施行するための法律に基づいて行われる源泉徴収または控除および()内国歳入法第871条(m)に基づいて要求される源泉徴収または控除の対象となる。かかる支払いに関して、本社債権者または利札の所持人に対して何らの手数料または費用も課されない。

(F) 支払営業日

本社債または利札に関する支払期日が支払営業日（以下に定義する。）でない場合、かかる本社債または利札の所持人は、代わりに、当該地域における翌支払営業日（ただし、翌支払営業日が翌暦月になる場合は、当該地域における直前の支払営業日とする。）に支払いを受領することができる。支払期日についてかかる調整がなされた場合であっても、本社債または利札に関する支払額は、かかる調整による影響を受けない。

「支払営業日」とは、東京、ロンドン、ニューヨークおよびサンパウロならびに（確定社債券の場合には）関連する呈示の場所において、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業（外国為替および外貨預金の業務を含む。）を行っており、かつTARGET2営業日である日という。ただし、代理契約の規定に従う。

(G) 元金および利息の解釈

本社債の要項において、本社債に係る「元金」という表現には、必要に応じ、()本社債の早期償還額、()本社債の満期償還額、()本社債の期限前償還額、()下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に基づいて元金に関して支払われるべき追加額および()本社債に基づき、または本社債に関して発行会社により支払われるべきプレミアムその他の金額（利息を除く。）を含む。

本社債の要項において、本社債に係る「利息」という表現には、必要に応じ、下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に基づいて利息に関して支払われるべき追加額を含む。

本社債の要項において、本社債に係る「経過利息」という表現には、「(1) 利息、(D) 利息の発生」に規定されるように支払いが停止されている利息の遅滞分を含む。

(H) 通貨が取得不可能な場合

発行会社が、為替管理の導入、通貨の交換または使用停止その他の発行会社のコントロールが及ばない理由により日本円を取得できなくなった場合、発行会社は本社債または利札の支払義務を、支払期日の4営業日前の日の正午（パリ時間）における適当な銀行間市場の日本円によるユーロまたは（場合により）米ドルの買値のスポット為替レート（かかるスポット為替レートが当該日に取得できない場合は、取得可能な直前の日におけるスポット為替レート）により換算したユーロ建てまたは米

ドル建ての金額を支払うことにより履行することができる。本項に従ってユーロまたは(場合により)米ドルによって行われた支払いは、債務不履行事由を構成しない。

(1) 財務代理人および支払代理人

当初の財務代理人およびその他の支払代理人の名称および当初の指定事務所の住所は、以下のとおりである。

発行会社は、支払代理人を変更もしくは解任し、追加の、もしくはその他の支払代理人を任命し、または支払代理人が業務を行う指定事務所の変更を承認することができる。ただし、

- () 本社債が証券取引所に上場している、またはその他の関係当局により取引もしくは上場が許可されている限り、常に、関連する証券取引所の規則によって要求される地域に事務所を有する支払代理人(財務代理人がなることができる。)が存在しなければならない。
- () 常に欧州の都市に指定事務所を有する支払代理人(財務代理人がなることができる。)が存在しなければならない。
- () 計算代理人が存在しなければならない。
- () 常に財務代理人が存在しなければならない。

本社債に関する支払代理人(「支払代理人」)

名称	住所
ソシエテ・ジェネラル・バンク・アンド・トラスト (Société Générale Bank & Trust) (財務代理人)	ルクセンブルグ ルクセンブルグ市 2420 エミル ロイター アベニュー 11 (11, avenue Emile Reuter 2420 Luxembourg, Luxembourg)
ソシエテ・ジェネラル (Société Générale)	フランス共和国 パリ市9区 ブルバール オスマン 29 (29, boulevard Haussmann 75009 Paris, France)

いかなる変更、解任、選任または交代も、(支払不能の場合を除き、かかる場合には直ちに効力を生じる。)'(9)通知」に従って本社債権者に30日以上45日以内の事前の通知を行った後のみ効力を生じる。

代理契約に基づく行為に関しては、支払代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札の所持人に対してはいかなる義務も負わず、また代理または信託の関係を生じない。代理契約には、支払代理人と合併し、または支払代理人からすべてもしくは実質的にすべての資産の譲渡を受けた者が後任の支払代理人となることを認める規定が置かれている。

(4) 本社債の地位

本社債は、フランスの通貨金融法典(以下「本法典」という。)第L.613-30-3条第1-3°項に定義される上位優先債務に位置づけられる、発行会社の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務を構成する。

本社債は、現在および将来において本社債相互間において何らの優先もなく同等かつ比例的であり、また、

- () 法律第2016-1691号(以下「本法律」という。)の施行日である2016年12月11日時点で存在していた発行会社のその他すべての直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務と同順位であり、

- () 本法律の施行日である2016年12月11日の後に発行された発行会社の現在または将来の直接、無条件、無担保かつ上位優先債務(本法典第L.613-30-3条第1-3°項に定義される。)であるすべての他の債務と同順位であり、
- () 法令上の優先権を付与する例外規定の適用を受ける発行会社の現在または将来のすべての債務に劣後し、
- () 発行会社の現在および将来のすべての非上位優先債務(本法典第L.613-30-3条第1-4°項に定義される。)に優先する。

(5) 債務不履行事由

以下のいずれかの事由(それぞれを以下「債務不履行事由」という。)が発生した場合、本社債権者は、発行会社に対して、本社債が期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還額により償還されるべき旨の書面による通知を行うことができ、これにより本社債は、期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還額により償還される。

- () 本プログラムに基づいて発行された社債(本社債を含む。)のいずれかに係る元金または利息の支払いについて発行会社による債務不履行が発生し、かかる不履行が30日間継続すること。
- () 発行会社が本プログラムに基づいて発行された社債(本社債を含む。)に基づく、またはこれに関するその他の義務を履行せず、かかる不履行の治癒を求める通知が発行会社に到達した後60日間かかる不履行が継続すること(ただし、かかる不履行が発行会社によって治癒することができないものである場合には、かかる不履行の継続は要件とならない。)。
- () 発行会社が支払不能もしくは破産の宣告もしくは何らかの破産法、支払不能法その他債権者の権利に影響を与える類似の法律に基づくその他の救済措置を求める手続を開始し、発行会社の設立地もしくは本店所在地において発行会社に対して支払不能、再生手続もしくは規制に関する主たる権限を保有する規制当局、監督当局その他これに類似の職務を有する者によって発行会社に対してかかる手続が開始され、発行会社がかかる手続に同意し、または発行会社が、自らもしくは上記の規制当局、監督当局もしくは類似の職務を有する者による解散もしくは清算の申立てに同意すること。ただし、債権者により開始された手続または債権者により行われた申立てであって、発行会社が同意していないものは債務不履行事由を構成しない。

(6) 社債権者集会および修正

代理契約は、本社債、利札または代理契約の一定の条項の変更に関する特別決議(以下「特別決議」という。)による承認を含む本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を決議する社債権者集会の招集に係る規定を定めている。かかる集会は、いつでも、発行会社または未償還額面総額の10%以上を保有する本社債権者により招集される。かかる社債権者集会における特別決議を行う定足数は、未償還額面総額の50%以上を有する本社債権者またはその代理人、延期集会においては、額面金額を問わず本社債を有する本社債権者またはその代理人とする。ただし、本社債および利札に関する一定の条項の変更(本社債の満期日の変更、本社債に係る元金もしくは利息の減額もしくは免除、本社債の支払通貨の変更、特別決議を行うための要件の変更または発行会社の株式、社債その他の債務および/もしくは有価証券を対価とする本社債の交換もしくは売却もしくはそれらへの本社債の転換もしくはこれらに対価とする本社債の消却を含むが、これに限られない(代理契約により詳細な規定がなされる。))を議事とする社債権者集会について特別決議を行うために必要な定足数は、未償還額面総額の3分の2以上を有する本社債権者またはその代理人とし、かかる集会の延期集会においては

未償還額面総額の3分の1以上を有する本社債権者またはその代理人とする。社債権者集会の特別決議は、その出席の有無を問わず、本社債権者および利札の所持人のすべてを拘束する。

財務代理人および発行会社は、本社債権者および利札の所持人の同意なくして、本社債、利札または代理契約の変更のうち、()本社債、利札もしくは代理契約に含まれる曖昧な点もしくは瑕疵のある規定もしくは矛盾する規定を是正もしくは訂正するためのもの、もしくは形式的、軽微もしくは技術的なもの、()本社債権者および/もしくは利札の所持人の利益を著しく害しないもの(ただし、当該変更を検討する目的で本社債権者の社債権者集会が開催された場合に特別決議を要する事項に関するものでないことを条件とする。)、()明らかな誤謬もしくは証明された誤謬を是正するもの、または()法律上の強行法規を遵守するためのものに合意することができる。かかる変更は本社債権者および利札の所持人を拘束し、またかかる変更は下記「(9) 通知」に従い通知される。

(7) 租税上の取扱い

フランスの租税

以下は、日本国の税法上ならびに1995年3月3日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」および2007年1月11日付の改正議定書(以下「租税条約」と総称する。)上の日本国居住者であり、租税条約の利益を享受する権利を有する者であって、本社債との関係で日本国外の恒久的施設または固定的拠点を通じて行為を行っていない者による本社債の取得、保有および処分に関するフランスの租税上の重要な結果の要約である。

以下の記述は一般的な概要であり、特定の状況にある本社債権者に関連しうるフランスの税法および租税条約の全体像を示すことを意図したものではない。以下の記述は、本書提出日現在において、源泉徴収の対象となる本社債からの所得に課される税に関する情報について記載したものである。かかる情報は、本社債に関連して生じる可能性のある税制上の諸問題について、網羅的に説明することを意図したものではない。したがって、本社債への投資を検討する投資家は、本社債の購入、所有または処分に関する関連する各法域における当該投資家に対する課税関係について独自の税制上の助言を受けるべきである。

本社債について発行会社によってなされた利息その他の収益の支払いには、当該支払いがフランス国外のフランス一般租税法第238-0条Aに定められた非協調国または地域(*Etat ou territoire non coopératif*) (以下「非協調国」という。)においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第125条Aに定められる源泉徴収税が課されない。本社債に基づく支払いがフランス国外で、非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法第125条Aに基づいて75%の源泉徴収税が適用される(ただし、一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。)。非協調国のリストは、行政庁による命令により公表され、毎年更新される。フランス政府が2018年3月28日に公表した法案が現在の内容で採択された場合、()2017年12月5日に欧州連合理事会が採択した結論(その後の更新を含む。)の別紙記載のリスト(以下「EUリスト」という。)に掲載されている法域を含む形でフランス一般租税法第238-0条Aに定める非協調国のリストが拡大され、その結果、()上記の源泉徴収税の制度がEUリストに含まれる一定の法域に拡大されることとなる。

さらに、フランス一般租税法第238条Aに従い、当該本社債の利息その他の収益は、それらが非協調国に居住する者もしくは非協調国において設立された者に対して支払われ、もしくは生じた場合、または非協調国において設立された金融機関の帳簿上に開設された口座に対して支払われた場合、発行会社の課税収益の控除対象とはならない(以下「控除除外」という。)。上記のフランス政府が2018年3月28日に公表した法案が現在の内容で採択された場合、この制度がEUリストに含まれる法域に拡大されるこ

ととなる。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息その他の収益は、フランス一般租税法第109条以下に基づいてみなし配当とされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息その他の収益には、()税法上のフランス居住者ではない個人に対する支払いについては12.8%、()税法上のフランス居住者ではない法人に対する支払いについては30% (2020年1月1日以降に開始する事業年度については、フランス一般租税法第219-1条に定められる法人税の標準的な税率と同率となる。)、または()フランス国外での非協調国において支払いについては75%の税率で、フランス一般租税法第119条第2項に基づいて定められる源泉徴収税が課される場合がある(ただし、一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。)。

上記にかかわらず、本社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息その他の収益の支払いを認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、本社債の発行にはフランス一般租税法第125条Aに基づいて定められる75%の源泉徴収税および控除除外のいずれも適用されない(以下「本例外」という。)。フランスの公共財政公報 税務 B01-INT-DG-20-50-20140211第550号および第990号、B01-RPPM-RCM-30-10-20-40-20140211第70号および第80号ならびにB01-IR-DOMIC-10-20-20-60-20150320第10号に基づき、本社債が下記のいずれかに該当する場合、本社債の発行は、発行会社がかかる本社債の発行の目的および効果を証明することなく、本例外の対象となる。

- () フランスの通貨金融法典第L.411-1条に定められる公募または非協調国以外の国における公募に相当するものによって勧誘される場合。ここに「公募に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への勧誘書類の登録または提出が必要となる勧誘をいう。
- () フランスもしくは外国の規制市場または多国間証券取引システムにおける取引が承認されており(ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在していない場合に限る。)、かかる市場の運営が取引業者または投資サービス業者その他これに類似する外国の事業者によって行われている場合(ただし、かかる取引業者、投資サービス業者または事業者が非協調国に所在しない場合に限る。)。
- () その発行時において、フランスの通貨金融法典第L.561-2条に定められる中央預託機関もしくは証券の決済および受渡しならびに支払いのためのシステムの運営機関またはこれに類似する外国の預託機関もしくは運営機関の業務における取扱いが認められている場合(ただし、かかる預託機関または運営機関が非協調国に所在しない場合に限る。)。

本社債または利札に係る一切の支払いは、租税法域により、または租税法域のために課され、または徴収されることのある現在または将来の一切の公租公課、賦課または政府課徴金(性質の如何を問わない。)を源泉徴収または控除することなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

本社債および利札に係る支払いが租税法域の法令に基づいて現在または将来の公租公課、賦課または政府課徴金(性質の如何を問わない。)に係る源泉徴収または控除の対象となる場合、発行会社は、法律により許容される限度で、かかる源泉徴収または控除の後、各本社債権者または各利札の所持人が、当該時点で支払期限の到来した全額を受領するために必要な追加額を支払う。ただし、次の場合には、本社債または利札に関し、かかる追加額は支払われない。

- (a) 単なる本社債または利札の所持による以外にフランスと関係を有していることを理由として、本社債または利札に関するかかる公租公課、賦課または政府課徴金に対する責任を負担している者が所持人である場合。
- (b) 関連日(下記「(13) その他、(B) 消滅時効」に定義する。)から30日を超える期間が経過した後、に支払いのための呈示がなされた場合。ただし、かかる30日目の日が支払営業日であったと仮定して

所持人がかかる日に支払いのために本社債または利札を呈示していたならばかかる追加額を受領する権利を有していた場合を除く。

本社債の要項のその他の規定にかかわらず、発行会社は、いかなる場合にも、()内国歳入法第1471条(b)に規定される契約に基づいて要求され、もしくはその他内国歳入法第1471条ないし第1474条、これらに基づく規則もしくは契約、これらの公式解釈もしくはこれらに係る政府間の取組みを施行するための法律に基づいて行われ、または()第871条(m)規則(以下に定義する。)に従って行われる源泉徴収または控除について、本社債または利札に関し、いかなる追加額の支払いを行う義務も負わない。また、発行会社は、第871条(m)に基づいて課される源泉徴収額の決定に際し、一切の「配当同等物」(内国歳入法第871条(m)において定義される。)について、適用法令に基づき当該源泉徴収について適用される免除措置または減額措置にかかわらず、かかる支払いに適用される最も高い税率を適用して源泉徴収を行うことができる。

「第871条(m)規則」とは、内国歳入法第871条(m)に基づき発行される米国財務省規則をいう。

日本国の租税

居住者または内国法人である投資家および国内に恒久的施設を有しない非居住者または外国法人である投資家に対する本社債の課税上の一般的な取扱いは以下のとおりである。なお、本社債に投資する投資家は、各自の状況に応じて、本社債の課税関係、本社債に投資することによるリスクおよび本社債に投資することが適当か否かについては、各自の会計・税務専門家等に相談する必要がある。また、以下は日本の租税に関する本書提出日現在の現行法令に基づく本社債の課税上の取扱いを述べたものであり、将来、法令改正等が行われた場合には、取扱いが異なる可能性があることに留意が必要である。

現行法令上、本社債は、外国法人が日本国外で発行した租税特別措置法第37条の11第2項第11号に定める公社債として取り扱われるのが相当であると考えられるが、本社債の性格、投資家の状況等から、日本の税務当局により上記と異なる取扱いをされた場合には、本社債の投資家に対する課税上の取扱いは以下に述べるものと異なる可能性があることにご注意されたい。

(a) 居住者に対する課税上の取扱い

() 利息に対する課税

本社債の利息については、居住者が租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じて本社債に係る利息の支払いを受ける場合には、支払いを受けるべき金額(外国所得税が課されている場合には、その金額を控除した金額)につき、20%(所得税15%および地方税5%)の税率により源泉徴収が行われる。居住者は、申告不要制度または申告分離課税(上場株式等に係る配当所得等)を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、利子所得の金額に対し20%(所得税15%および地方税5%)の税率が適用される。なお、2037年12月31日までの各年分の所得税の額に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課される。また、個人投資家が申告分離課税を選択する場合には、本社債の利息と上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能である。本社債の利息に外国所得税が課されている場合には、一定の条件のもと外国税額控除の対象とすることができる。

居住者が本社債に係る利息を租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じないで受け取る場合には、源泉徴収は行われませんが、上場株式等に係る配当所得等として申告分離課税の対象となる。

() 譲渡に対する課税

本社債の譲渡による譲渡益については、原則として上場株式等に係る譲渡所得等として20%(所得税15%および地方税5%)の税率により申告分離課税の対象となる。なお、2037年12月31

日までの各年分の上場株式等に係る譲渡所得等に課される所得税の額に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課される。

本社債の譲渡を行うに際して譲渡損が生じた場合は、申告分離課税の適用上、他の上場株式等に係る譲渡所得等との相殺は認められるが、上場株式等に係る譲渡所得等の合計額が損失となった場合は、その損失は他の所得と相殺することはできない。ただし、以下の特例の対象となる。

- (イ) 本社債の譲渡により生じた譲渡損失のうちその譲渡日の属する年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額は、一定の条件のもとその年の翌年以後3年以内の各年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除が認められる。
- (ロ) 本社債の譲渡により生じた譲渡損失のうちその譲渡日の属する年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額は、申告を要件に当該損失をその年分の上場株式等に係る配当所得等の金額(申告分離課税を選択したものに限る。)から控除することが認められる。

本社債は特定口座制度の対象であり、居住者が金融商品取引業者に特定口座を開設し、その特定口座に保管されている本社債を含む上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等について「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出した場合には、一定の要件の下に、本社債の譲渡に係る譲渡所得等について譲渡対価の支払いの際に20%(所得税15%および地方税5%)の税率により源泉徴収が行われ、申告不要制度を選択することができる。なお、2037年12月31日までの各年分の所得税の額に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課される。

() 償還に対する課税

本社債の元金の償還により交付を受ける金額は本社債の譲渡に係る収入金額とみなされて、上記()に記載の取扱いと同様に課税される。

(b) 内国法人に対する課税上の取扱い

() 利息に対する課税

内国法人が租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じて本社債に係る利息の支払いを受ける場合には、支払いを受けるべき金額(外国所得税が課されている場合には、その金額を加算した金額)につき、所得税15%の税率により源泉徴収が行われる。

当該利息は、原則として発生主義により、内国法人の課税所得の計算上、益金の額に算入されることになる。内国法人は、上記で徴収された源泉税について所得税額控除の適用を受けることができる。外国所得税が課されている場合は、一定の要件の下で、外国税額控除の適用を受けることができる。

2037年12月31日までの間に生ずる利息に課される所得税の額(外国所得税が課されている場合は、その金額を控除した金額)に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課され、所得税の額とあわせて源泉徴収されるが、この復興特別所得税は、内国法人の法人税の申告上、所得税の額とみなされて、法人税からの税額控除の対象となる。

内国法人が、一定の金融機関または公共法人等である場合には、一定の要件の下に、利息の金額について源泉徴収は行われない。

内国法人が本社債に係る利息を租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じないで受け取る場合には、源泉徴収は行われないが、当該内国法人の課税所得の計算上、益金の額に算入されることになる。

() 本社債の期末時の評価

本社債が売買目的有価証券に該当する場合は、期末時に本社債を時価評価する。当該金額と帳簿価額との差額に相当する金額は、課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入される。

本社債が売買目的外有価証券に該当する場合で、会計上、本社債に係る取引を社債に係る取引とデリバティブ取引に区分せず、一括して処理している場合には、税務上もこの処理に従い、取得価額で評価する。一方、会計上、継続的に組込デリバティブ取引が普通社債部分から区分して損益認識されるときは、税務上も、当該区分処理が認められる。

() 譲渡に対する課税

内国法人が、本社債を譲渡した場合は、譲渡対価から本社債の帳簿価額および譲渡費用を控除して計算した差額が譲渡損益として、当該内国法人の譲渡の日の属する事業年度の課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されることになる。

() 償還に対する課税

本社債の償還が行われた場合は、償還金額から本社債の帳簿価額を控除して計算した差額(ただし、組込デリバティブ部分を区分した場合の償還差損益の算出方法は異なる可能性がある。)が、当該内国法人の償還の日の属する事業年度の課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されることになる。

(c) 非居住者および外国法人に対する課税上の取扱い

非居住者および外国法人が支払いを受ける本社債の利息および償還差益ならびに本社債を譲渡したことにより生ずる所得については、当該非居住者および外国法人が国内に恒久的施設を有しない場合は、原則として日本において課税されないことになる。

(8) 準拠法および管轄裁判所

(A) 準拠法

代理契約、約款、本社債および利札ならびにそれらに起因または関連する契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に基づき解釈される。

(B) 管轄裁判所

発行会社は、英国の裁判所が本社債および/または利札に起因または関連して生じうる紛争を解決する管轄権を有することに取消不能の形で合意し、それに伴って英国の裁判所の管轄権に服する。

発行会社は、英国の裁判所が不都合な裁判地であること、または管轄違いであることを理由として英国の裁判所に対して異議を申し立てる権利を放棄する。法律により認められる範囲で、本社債権者および利札の所持人は、本社債および利札ならびに本社債および利札に起因または関連して生じる発行会社に対する訴訟、法的措置または手続(以下「関連手続」と総称する。)について、管轄権を有するその他の裁判所に提起し、または申し立てることができ、複数の法域において同時に関連手続の提起または申立てを行うことができる。

発行会社は現在EC3N 4SG ロンドン、タワーヒル41 SGハウスに所在するソシエテ・ジェネラル・ロンドン支店(以下「SGLB」という。)を訴状送達代理人として任命している。SGLBが訴状送達代理人を辞任した場合または英国での登録を取り消された場合、発行会社は他の者を英国における訴状送達代理人に任命することに合意している。本項の記載は、法律で認められるその他の方法によって訴状を送達する権利に影響を及ぼさない。

発行会社は、代理契約および約款において、上記とほぼ同様の条項により、英国の裁判所の管轄に服することに合意し、訴状送達代理人を任命している。

(9) 通 知

本社債に関するすべての通知は、ヨーロッパで一般に頒布されている主要な英字の一般日刊紙（「フィナンシャル・タイムズ」が予定されている。）に掲載された場合に有効になされたものとみなされる。

確定社債券が発行されるまで、本社債を表章する大券がすべてユーロクリアおよび/またはクリアストリームのために保有されている限り、かかる新聞における掲載は、それらの機関による本社債権者への伝達のためのユーロクリアおよび/またはクリアストリームに対する関連する通知の交付に代えることができる。

かかる通知は、ユーロクリアおよび/またはクリアストリームに対して当該通知がなされた日において本社債権者に対してなされたものとみなされる。

本社債権者が行う通知は、書面により（確定社債券の場合には）当該本社債とともに財務代理人に提出することによりなされなければならない。本社債が大券により表章されている場合は、かかる通知は、本社債権者により財務代理人およびユーロクリアおよび/または（場合により）クリアストリームが当該目的のために同意する方法で、ユーロクリアおよび/または（場合により）クリアストリームを通じて財務代理人に対して行うことができる。

(10) 英国1999年契約（第三者権利）法

本社債は、本社債のいずれかの条項を強制する英国1999年契約（第三者権利）法に基づく権利を付与するものではない。ただし、このことは、同法とは別に存在し、または実行することができる第三者の権利または救済策に影響を及ぼさない。

(11) 相殺権の放棄

本社債または利札の所持人は、いかなる場合でも、発行会社が当該所持人に対して直接的または間接的に有し、または取得した権利、請求権または責任（発生理由の如何を問わない。また、疑義を避けるために、本社債または利札に関するものであるか否かを問わず、あらゆる契約その他の文書に基づいて、もしくはこれらに関して生じた権利、請求権および責任または契約外の義務を含むことを明記する。）に対して放棄対象相殺権（以下に定義する。）を行使し、または主張することはできず、かかる各所持人は、かかる現実の、または潜在的な権利、請求権および責任に関して、適用ある法令によって認められる限りで放棄対象相殺権のすべてを放棄したとみなされる。

疑義を避けるため、本「(11) 相殺権の放棄」の規定は、何らかの減殺、相殺、ネットティング、損害賠償、留保または反対請求の権利を付与したものではなく、かかる権利を認めたものと解釈されるべきものでもなく、また、本「(11) 相殺権の放棄」がなければ本社債または利札の所持人のいずれかにかかる権利が認められ、またはその可能性がある旨を定めたものではないことを明記する。

本「(11) 相殺権の放棄」において「放棄対象相殺権」とは、本社債もしくは利札に基づいて、またはこれらに関して、直接的または間接的に減殺、相殺、ネットティング、損害賠償、留保または反対請求を行う本社債または利札の所持人の一切の権利または請求権をいう。

(12) ベイルインおよび減額または転換権の承認

各本社債権者（本項において、本社債の現在または将来の実質持分の保有者を含む。）は、本社債を取得することにより、下記の内容を承認、承諾、同意および合意する。

(イ) 関連破綻処理当局（以下に定義する。）または規制当局（以下に定義する。）によるベイルイン権限（以下に定義する。）の行使の効果（以下のいずれかまたはそれらの組み合わせを含み、またそのような結果となる可能性がある。）に拘束されること。

- () 本支払金額(以下に定義する。)の全部または一部の恒久的な減額
- () 本社債の要項の改定、修正または変更によるものを含む、本支払金額の全部または一部の発行会社その他の者の株式その他の有価証券またはその他の債務への転換(および当該株式、有価証券または債務の本社債権者に対する発行)(この場合、本社債権者は、本社債に基づく権利の代わりに、発行会社その他の者の当該株式その他の有価証券またはその他の債務を受領することに同意する。)
- () 本社債の消却
- () 本社債の満期の改定もしくは変更、または本社債に関して支払われるべき利息額もしくは利息の支払期限の改定(一時的な支払いの停止を含む。)

(ロ) 本社債の要項は、関連破綻処理当局または規制当局によるペイルイン権限の行使に服し、かかる権限の行使を有効にするために必要な場合、本社債の要項が変更されることがあること。

本項において、「本支払金額」とは、本社債の当該時点における未償還残高および本社債に係る未払いの経過利息(ただし、その時点までに消却その他の方法によりすでに支払義務を負わなくなっている場合を除く。)をいう。

本項において、「ペイルイン権限」とは、金融機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組を設定する2014年5月15日付の欧州議会および欧州連合理事会指令2014/59/EU(その随時の改正を含み、以下「BRRD」という。)もしくは単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組内で金融機関および特定の投資会社の破綻につき、一律の規則および一律の手続を策定するとともに規則(EU)1093/2010号を改正する欧州議会および欧州連合理事会の2014年7月15日付規則(EU)806/2014号(その随時の改正を含み、以下「単一破綻処理メカニズム規則」という。)の国内法化(フランスの2015年8月20日付政令第2015-1024号(Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière)(その随時の改正を含み、以下「2015年8月20日付政令」という。)に基づくものを含むが、これらに限られない。)に関連するフランスの有効な法令、規則もしくは要件に基づいて当該時点において存在する権限その他フランス法(および各場合においてそれらに基づいて設けられた指令、規則および基準)に基づいて生じる権限であって、それらに基づいて規制対象会社(もしくは当該規制対象会社の関連会社)の債務(の一部もしくは全部)の減額、消却、停止、譲渡、変更その他の何らかの修正、または規制対象会社(もしくは当該規制対象会社の関連会社)の有価証券の当該規制対象会社その他の者の株式その他の有価証券もしくはその他の債務への転換が行われうるもの(破綻処理措置の実施等の後に適用されるペイルイン・ツールに関連するものであるか否かを問わない。)をいう。

「規制対象会社」とは、2015年8月20日付政令により改正されたフランスの通貨金融法典第L.613-34条第 項に規定される会社をいい、一定の金融機関、投資会社およびフランスで設立されたそれらの親会社または持株会社の一部を含む。

「関連破綻処理当局」とは、フランス健全性監督・破綻処理当局(Autorité de contrôle prudentiel et de résolution)(以下「ACPR」という。)、単一破綻処理メカニズム規則に基づき設立された単一破綻処理委員会その他の当該時点におけるペイルイン権限の行使またはペイルイン権限の行使への参加を行う権限を有する当局(単一破綻処理メカニズム規則第18条に基づき行為する欧州連合理事会および欧州委員会を含む。)をいう。

「規制当局」とは、欧州中央銀行およびその承継機関または代替機関その他の発行会社の健全性の監視および監督について第一次的な責任を負う当局をいう。

本支払金額の返済または支払いの期限の到来がそれぞれ予定された時点で、発行会社またはそのグループのその他の構成員に適用される有効なフランスおよび欧州連合法令に基づき発行会社が当該返

済または支払いを行うことが認められる場合を除き、いかなる本支払金額の返済または支払いについても、関連破綻処理当局または規制当局による発行会社に関するペイルイン権限の行使後は、支払期限が到来せず、支払いが行われない。

本社債に関して関連破綻処理当局または規制当局によりペイルイン権限が行使された場合、発行会社は、かかるペイルイン権限の行使について本社債権者に対して上記「(9) 通知」に従って実務上可能な限り速やかに書面による通知を行う。また、発行会社は、かかる通知の写しを情報提供のため財務代理人に交付するが、財務代理人は、かかる通知を本社債権者に送付する義務を負わない。発行会社が通知を遅滞した場合、または通知を怠った場合であっても、かかる遅滞または懈怠は、ペイルイン権限の有効性および執行可能性に影響を及ぼさず、また上記の本社債に対する効果に影響を及ぼさない。

発行会社に関する関連破綻処理当局または規制当局によるペイルイン権限の行使の結果による本社債の消却、本支払金額の一部または全部の減額、本社債の発行会社その他の者の他の有価証券または債務への転換、および本社債に関する関連破綻処理当局または規制当局によるペイルイン権限の行使は、債務不履行事由に該当せず、その他の契約上の義務の不履行を構成しないものとし、本社債権者に対して救済（衡平法上の救済を含む。）を受ける権利を付与するものではなく、かかる権利は本項により明示的に放棄される。

本項に基づき、関連破綻処理当局または規制当局によりペイルイン権限が行使された場合、発行会社および各本社債権者（本社債の実質持分の保有者を含む。）は、関連破綻処理当局または規制当局によるペイルイン権限の行使に関連して(a)財務代理人が本社債権者からいかなる指示も受ける義務を負わないこと、および(b)財務代理人は英国法代理契約に基づきいかなる義務も課されないことに同意する。

上記にかかわらず、関連破綻処理当局または規制当局によるペイルイン権限の行使の完了後に未償還の本社債が残存する場合（例えば、ペイルイン権限の行使の結果、本社債の元金が部分的に減額されるのみとなる場合）、英国法代理契約に基づく財務代理人の義務は、発行会社および財務代理人が英国法代理契約の改定契約に従って合意する範囲内において、当該完了後の本社債について継続して適用される。

関連破綻処理当局または規制当局によるペイルイン権限が本支払金額の総額未満の金額に関して行使された場合、財務代理人が、発行会社または関連破綻処理当局もしくは規制当局から異なる指示を受けた場合を除き、ペイルイン権限に基づく本社債に関する消却、減額または転換は、按分計算により行われる。

本項に規定される事項は、上記の事項に関するすべてを網羅したものであり、発行会社と各本社債権者との間のその他の契約、取決めまたは合意を排除する。

本社債権者は、本項に基づく手続において必要な費用（発行会社および財務代理人が負担するものを含むが、これらに限られない。）の一切を負担する義務を負わない。

(13) その他

(A) 代わり社債

本社債または利札が紛失し、盗取され、切断され、汚損し、または毀損した場合、財務代理人の指定事務所において、関連する証券取引所の要件およびすべての適用ある法令に基づき、申請者によるそれに関して発生した費用の支払いおよび発行会社が合理的に要求する証拠、担保、補償等を提供することにより、取り替えることができる。汚損または毀損した本社債または利札は代替物が発行されるまでに引き渡されなければならない。紛失または盗取の場合の本社債および利札の取替えは、ルク

センプルグの無記名式有価証券の非任意的な占有喪失に関する1996年9月3日付の法律(その後の改正を含む。以下「1996年非任意占有喪失法」という。)の手續に服する。

(B) 消滅時効

関連日の後、元金については10年間、利息については5年間、元金および/または利息に関する請求を行わない場合、本社債(および関連する利札)は無効となる。

1996年非任意占有喪失法により、()本社債または利札について異議が申し立てられ、かつ()本社債が失権(1996年非任意占有喪失法に定義される。)する前に本社債の期限が到来した場合、本社債または利札に基づいて支払われるべき(しかし、いまだ当該本社債または利札の所持人に支払われていない)金額の支払いは、異議が取り下げられ、または本社債の失権がなされるまでの間は、ルクセンプルグの委託基金(Caisse des consignations)に対して行わなければならない。

「関連日」とは、関連する支払いに関する期限が最初に到来する日をいう。ただし、財務代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員の全額を受領していなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ上記「(9)通知」に従いその旨の通知が本社債権者に対して適法になされた日をいう。

(C) 追加発行

発行会社は随時本社債権者または利札の所持人の同意なくして本社債とすべての点で同順位かつ同様の要項(発行日、利息起算日、発行価格ならびに/または初回利払いの金額および日付を除く。)で社債を追加発行でき、かかる追加発行された社債は発行済の本社債と統合され、単一のシリーズをなす。

(D) 本社債の様式

(イ) 大券

本社債は、当初仮大券の様式により発行され、発行日以前にユーロクリアおよびクリアストリームの共通預託機関に交付される。本社債に係る大券は、当該時点におけるユーロクリアまたは(場合により)クリアストリームの規則および手續に従ってのみ譲渡することができる。

本社債が仮大券によって表章されている間は、本社債に関して交換日(以下に定義する。)よりも前に支払期限を迎える元金、利息その他の金額の支払いは、本社債の持分の実質所有者が米国人または米国人に再販売するために購入した者ではない旨の証明書(米国財務省規則により要求されるもの。様式が提供される。以下「非米国証明書」という。)をユーロクリアおよび/またはクリアストリームが受領し、ユーロクリアおよび/または(場合により)クリアストリームが類似の証明書(当該機関が受領した非米国証明書に基づくもの)を財務代理人に対して交付している場合に限り、行われる。

交換日以降、本社債に係る仮大券の持分は、当該仮大券の要項に従い、米国財務省規則の要求に基づいて、上記の実質所有に係る非米国証明書と引換えに(ただし、かかる非米国証明書が上記の規定に従ってすでに交付されている場合を除く。)請求により(無料で)恒久大券の持分に交換することができる。本社債に係る仮大券の恒久大券の持分への交換は、本社債に係る確定社債券がいまだ発行されていない場合にのみ行われる。本社債に係る確定社債券がすでに発行されている場合には、本社債に係る仮大券は、その要項に従って確定社債券にのみ交換することができる。本社債に係る仮大券の保有者は、適正に非米国証明書を提出したにもかかわらず仮大券の恒久大券の持分または確定社債券への交換が不適切に留保または拒絶された場合を除き、交換日以降に支払期限を迎える利息、元金その他の金額の支払いを受ける権利を有しない。

本社債に係る恒久大券に係る元金、利息その他の金額の支払いは、ユーロクリアおよび/または(場合により)クリアストリームを通じて、その保有者に対して、またはその保有者の指図に

より(当該恒久大券の呈示または(場合により)引渡しと引換えに)支払われる。ただし、非米
国証明書の提出は要求されない。

以下のいずれかの事由(以下「交換事由」という。)が発生した場合(下記()の事由が発生
した場合には発行会社により)、本社債に係る恒久大券の全部(一部は不可。)が(無料で)利
札が付された確定社債券に交換される。

- () 債務不履行事由が発生し、継続していること。
- () ユーロクリアおよびクリアストリームがともに連続する14日以上営業を停止し(休日、法
律上の理由等による場合を除く。)、または営業を恒久的に停止する意思を公表し、もしく
は実際に営業を恒久的に停止し、かつ後継の決済機関が利用できない旨の通知を発行会社が
受けること。
- () 発行会社が、本社債に係る次回の支払いの際に、上記「(7) 租税上の取扱い、フランスの
租税」に記載の追加額を支払うことが要求されるが、本社債が確定社債券であればかかる支
払いが不要であること。

交換事由が発生した場合、発行会社は上記「(9) 通知」に従って本社債権者に対して通知を行
う。交換事由が発生した場合、(かかる恒久大券の持分の所有者の指示に従って行動する)ユー
ロクリアおよび/またはクリアストリームは、財務代理人に対して交換を請求する通知を行うこ
とができる。かかる交換は、財務代理人が最初にかかる通知を受領した日から10日以内に行われ
る。

「交換日」とは、()本社債に係る仮大券の発行後40日を経過した時点および()本プログラ
ムに係るディーラーが本社債の販売が完了したと証明した後40日が経過した時点のいずれか遅い
方の直後の日をいう。

(ロ) 約款

本社債を表章し、ユーロクリアおよび/またはクリアストリームのために保有されている大券
(またはその一部)の支払期限がその要項に従って到来した場合、または満期日が到来した場合
であって、本社債の要項に従った全額の支払いが持参人に対して行われていないときには、当該
大券は、その日の午後8時(ロンドン時間)に無効となる。

それと同時に、ユーロクリアおよび/またはクリアストリームの口座において当該本社債(確
定社債券を除く。)の口座記録が行われている口座保有者は、約款の規定に基づき、ユーロクリ
アおよび/またはクリアストリームが提供する口座証明書を根拠として、発行会社に対して直接
訴求する権利を取得する。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ペイルイン規制

金融機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組を設定するBRRDが、2014年7月2日に施行された。BRRDは、指令であるため、フランス国内では直接適用されず、国内法化されなければならなかった。フランスの2015年8月20日付政令第2015-1024号により、BRRDはフランス法として国内法化され、それに伴いフランスの通貨金融法典も改正された。かかるフランスの政令は、BRRDの施行を明確化する規定も組み込んだ2016年12月9日付の法律第2016-1691号により正式に承認された。

BRRDならびに欧州議会および欧州連合理事会の2014年7月15日付規則(EU)806/2014号(以下「SRM規則」という。)は、金融機関および投資会社の再建および破綻処理に関する欧州連合全域にわたる枠組を設定することを目的に掲げている。BRRDが規定する制度は、特に、金融機関の破綻が経済および金融のシステムに与える影響(納税者の損失に対するエクスポージャーを含む。)を最小化しつつ、経営難に陥った、または破綻した金融機関に十分早期に、かつ迅速に介入することによって、かかる金融機関の重要な金融および経済に係る機能の継続性を維持するための信頼性のある措置を実施する権限を各欧州連合加盟国が指定する当局(以下「破綻処理当局」という。)に与えるために必要であるとされている。SRM規則により、破綻処理の権限は一元化され、単一破綻処理理事会(以下「SRB」という。)および各国の破綻処理当局に付与される。

BRRDおよびSRM規則により破綻処理当局に付与されるペイルイン権限には、資本性証券(劣後負債性証券を含む。)および適格債務(低順位の証券だけではすべての損失を吸収することができないことが判明した場合は、本社債等の高順位の負債性証券を含む。)に、一定の優先順位に基づいて、破綻処理の対象となる発行者である金融機関の損失を吸収させるために減額または転換を行う権限が含まれている。BRRDを法制化するフランスの通貨金融法典によると、()金融機関が破綻しているか、または破綻する可能性が高いと破綻処理当局または関連する監督官庁が判断し、()破綻処理措置以外の措置では合理的な期間内に破綻を回避することができる合理的な見込みがなく、かつ()破綻処理の目的(特に、重要な機能の継続性を維持すること、金融システムに対する重大な悪影響を回避すること、特別な公的財政支援への依存を最小化することにより公的資金を保護することならびに顧客の資金および資産を保護すること)を達成するために破綻処理措置が必要であり、かかる金融機関を通常の倒産手続で清算したのでは同程度にその破綻処理の目的を実現することができない場合、破綻処理の条件が成就したとみなされる。

破綻処理当局は、減額もしくは転換が行われない限り金融機関もしくはそのグループが存続し得ないと判断したとき、または金融機関が特別な公的財政支援を必要としているとき(フランスの通貨金融法典第L.613-48 第3条に規定される方法で特別な公的財政支援が提供された場合を除く。)、破綻処理措置とは別に、またはこれとあわせて、資本性証券(劣後負債性証券を含む。)の全部もしくは一部を減額し、または株式に転換することができる。本社債の要項には、破綻処理の場面においてペイルイン権限に対して効力を付与する旨の規定が含まれている。

ペイルイン権限により、本社債は、完全に(つまりゼロまで)、もしくは部分的に減額され、もしくは普通株式その他の証券に転換され、または本社債の条件が変更される可能性がある(例えば、満期日および/もしくは利息が変更され、かつ/または一時的な支払いの停止が命じられる可能性がある。)。特別な公的財政支援は、破綻処理措置を可能な限り最大限に検討し、適用した後の最後の手段としてのみ行われるべきである。減額、転換等を通じて、株主、資本性証券その他の適格債務の保有者により、負債総額(自己資本を含む。)の8%について損失吸収および資本再構築のための最低限の金額の抛出が行われない限り、いかなる支援も受けることができない。

BRRDは、破綻処理当局に対し、ペイルイン権限に加えて、破綻処理の条件を満たした金融機関についてその他の破綻処理措置を実施するより広い権限を与えており、かかる権限には、金融機関の事業の売却、承継機関の創設、資産の分離、負債性証券の債務者としての金融機関の地位の交代または代替、負債性証券の要項の変更（満期日および／もしくは利息額の変更ならびに／または一時的な支払いの停止を含む。）、経営陣の解任、暫定的な管理人の選任ならびに金融商品の上場および取引許可の停止が含まれるが、これらに限定されない。

破綻処理当局は、ペイルイン権限の行使を含む破綻処理措置を実施する前、または関連する資本性証券の減額もしくは転換を行う権限を行使する前に、金融機関の資産および負債の公正、慎重かつ現実的な評価が、公的機関から独立した者により行われるようにしなければならない。

2016年1月1日以降、フランスの金融機関（発行会社を含む。）は、フランスの通貨金融法典第L.613-44条に従って、自己資本および適格債務の最低基準（MREL）を常に満たす必要がある。MRELは、金融機関の負債総額および自己資本に対する割合として表示されるものであり、破綻処理を円滑に行うため、金融機関がペイルイン権限の実効性を妨げるような態様で負債を構成することを防止することを目的としている。

さらに、2015年11月9日、金融安定理事会（FSB）は、タームシートに規定されるTLACに関する基準（以下「FSBのTLACタームシート」という。）を公表した。この基準は、BRRDよりも後に採択されたものであり、MRELと類似の目的を持つものであるが、対象とする範囲は異なっている。また、欧州委員会は最近、FSBのTLACタームシートの効力を発生させ、MRELの適格性に係る要件を修正するための指令および規則を提案した。これらの提案についてはまだ具体的な対応が行われておらず、最終的に採択された場合、最終的に適用されるMREL / TLACの規制は、これらの提案における規定とは異なる可能性がある。

SRM規則の規定に従い、適用ある場合、SRBは、意思決定過程に関連するすべての点において、BRRDに基づき指定された国内の破綻処理当局を承継し、BRRDに基づき指定された国内の破綻処理当局は、SRBにより採択された破綻処理スキームの実施に関連する業務を継続する。銀行の破綻処理計画の準備に関連するSRBと国内の破綻処理当局の間の連携に関する規定は、2015年1月1日から適用が開始され、2016年1月1日以降、SRMは全面的に運用されている。

フランスのBRRDを実施する規定に基づく措置が発行会社もしくは発行会社のグループに適用され、またはかかる適用が示唆された場合、本社債権者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値、および／または本社債に基づく債務を履行する発行会社の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、投資家が自身の投資額のすべてを失うことがある。

また、発行会社の財政状況が悪化した場合、ペイルイン権限が存在すること、または破綻処理当局が当該金融機関もしくはそのグループが存続不能であると判断したときに破綻処理措置とは別に、もしくは破綻処理措置とともに減額もしくは転換を行う権限その他の破綻処理に関する権限を行使することにより、本社債の市場価格または価値が、かかる権限が存在しなかった場合よりも急激に低下する可能性がある。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4 【その他の記載事項】

目論見書の表紙に、発行会社の名称およびロゴ、本社債の名称ならびに売出人および売出取扱人の名称が記載される。

目論見書の表紙の裏面に以下の文言が記載される。

「本社債の各変動利息計算期間につき支払われる利息額、償還時期および償還額は、円/ブラジルリアル外国為替相場の水準により変動します。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報、第2 売出要項、3 売出社債のその他の主要な事項」をご参照ください。」

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

（ 事業年度 自 平成29年1月1日 ） 平成30年6月5日
（ (2017年度) 至 平成29年12月31日 ） 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書

（ 事業年度 自 平成30年1月1日 ） 平成30年9月21日
（ (2018年度中) 至 平成30年6月30日 ） 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成30年10月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月5日に関東財務局長に提出。

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7 【訂正報告書】

該当事項なし。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」と総称する。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第五部 【特別情報】

該当事項なし。